

(設置)

第1条 市民の健康の増進とスポーツによる明朗、健全な精神を育成することを目的として、次のとおり体育館を設置する。

名称	位置
西条市総合体育館	西条市ひうち1番地2
西条市ひうち体育館	西条市ひうち1番地3
西条市西条西部体育館	西条市氷見乙601番地
西条市東予体育館	西条市周布396番地
西条市丹原体育館	西条市丹原町久妙寺甲288番地1
西条市小松体育館	西条市小松町妙口甲34番地1

(休館日)

第2条 体育館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日(西条市ひうち体育館については、火曜日)。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、その日の後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、同項に規定する休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(平17条例40・追加)

(開館時間)

第3条 体育館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、同項に規定する開館時間を変更することができる。

(平17条例40・追加)

(使用)

第4条 体育館は、市民の体育運動に使用する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、他の目的に使用することができる。

- (1) 公益上必要があると認められるとき。
 - (2) 特別に体育館を必要とする行事等に使用するとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が使用を適当と認めるとき。
- 2 前項のほか、特に必要と認めるときは、市長が区域及び場所を指定して臨時に物品の販売等を許可することができる。

(平17条例40・旧第2条繰下・一部改正)

(使用の許可)

第5条 前条の規定により体育館を使用しようとするものは、あらかじめ書面をもって市長の許可を受けなければならない。ただし、個人が自己の運動のために占有することなく次に掲げる体育館を使用しようとするときは、職員に申し出ることにより、許可を受けることができる。

- (1) 西条市総合体育館(トレーニング室、第1格技室、第2格技室、大会議室兼卓球室及び弓道場兼アーチェリー室に限る。)
 - (2) 西条市ひうち体育館(トレーニング室に限る。)
 - (3) 西条市東予体育館
 - (4) 西条市丹原体育館
 - (5) 西条市小松体育館
- 2 体育館の使用許可を受けようとするものが、体育館に特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、前項の許可と併せて許可を受けなければならない。
- 3 市長は、前2項の許可に際して管理上必要な条件を付すことができる。

(平17条例40・旧第3条繰下・一部改正、令元条例23・一部改正)

(使用料)

第6条 体育館の使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表第1から別表第6までに定める使用料を前納しなければならない。

- 2 市長が特にその必要があると認める者については、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平17条例40・旧第4条繰下)

(使用料の還付)

第7条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。
- (2) 使用開始の日前3日までに使用の取りやめの申出をした場合で市長が相当の理由があると認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(平17条例40・旧第5条繰下・一部改正)

(使用権の譲渡禁止等)

第8条 使用者は、許可された使用の目的以外に体育館を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平17条例40・旧第6条繰下)

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 使用者が使用の許可の条件に違反したとき。
 - (3) 使用者が職員の指示に従わないとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。
- 2 前項の規定により処分した場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市長はこれに対して賠償の責任を負わない。

(平17条例40・旧第7条繰下)

(指定管理者による管理)

第10条 体育館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 前項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、体育館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。
- 3 第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条中「前条」とあるのは「前条第1項本文」と、第6条、第7条及び第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条、前条及び第13条中「市長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育館の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項(前項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 5 第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育館の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項(第3項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けたものとみなす。

(平17条例40・追加)

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体育館の設置目的を達成するため必要な業務
- (2) 体育館の使用の許可に関する業務
- (3) 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(平17条例40・追加)

(利用料金制)

第12条 第10条第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は、体育館の使用に係る使用料(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、利用料金は、別表第1から別表第6までに定める額の範囲内で指定管理者が定める。
- 3 指定管理者は、利用料金を定めようとするときは、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 市長は、前項の承認をしたときは、その承認に係る利用料金を公告しなければならない。

(平17条例40・追加)

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、体育館の使用を終わったとき、又は第9条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止され、若しくは使用を制限されたときは、職員の指示に従い、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(平17条例40・旧第8条繰下・一部改正)

(損害賠償の義務)

第14条 使用者は、体育館、附属施設、備品等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、その指示に従い、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(平17条例40・旧第9条繰下)

(入場の制限)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、体育館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認める者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携行する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、管理上適当でないと認める者

(平17条例40・旧第10条繰下)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例40・旧第13条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の西條市体育館設置及び管理条例(平成14年西條市条例第33号)、東予市市民体育館設置及び管理条例(昭和58年東予市条例第1号)、丹原体育館の設置及び管理に関する条例(平成15年丹原町条例第6号)又は小松町体育館設置及び管理運営条例(平成14年小松町条例第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月30日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第12条の規定により管理の委託をしている体育館の管理の委託については、平成18年9月1日(その日前に、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該体育館の管理に係る指定をした場合は、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

(平18条例14・追加)

(準備行為)

3 この条例の施行前にした指定管理者の指定に関する必要な行為は、この条例による改正後の西條市体育館設置及び管理条例の規定により行ったものとみなす。

(平18条例14・旧第2項繰下)

附 則(平成18年3月28日条例第14号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月21日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の西條市体育館設置及び管理条例の規定、第2条の規定による改正後の西條市テニスコート設置及び管理条例の規定、第3条の規定による改正後の西條市有料公園施設設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける許可に係る使用料について適用し、同日前に受けた許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(西條市公共施設使用料減免条例の一部改正)

3 西條市公共施設使用料減免条例(平成16年西條市条例第115号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(西條市都市公園条例の一部改正)

4 西條市都市公園条例(平成16年西條市条例第178号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和元年12月26日条例第23号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の規定、第3条の規定による改正後の西条市生涯学習の館設置及び管理条例の規定、第4条の規定による改正後の西条市佐伯記念館・郷土資料館設置及び管理条例の規定、第5条の規定による改正後の五百亀記念館設置及び管理条例の規定、第6条の規定による改正後の西条市体育館設置及び管理条例の規定、第7条の規定による改正後の西条市武道場設置及び管理条例の規定、第8条の規定による改正後の西条市野球場設置及び管理条例の規定、第9条の規定による改正後の西条市陸上競技場設置及び管理条例の規定、第10条の規定による改正後の西条市プール設置及び管理条例の規定、第11条の規定による改正後の西条市丹原B&G海洋センターの設置及び管理条例の規定、第12条の規定による改正後の西条市テニスコート設置及び管理条例の規定、第13条の規定による改正後の西条市有料公園施設設置及び管理条例の規定、第14条の規定による改正後の西条市屋内運動場設置及び管理条例の規定、第15条の規定による改正後の西条市スポーツコミュニティセンター設置及び管理条例の規定、第16条の規定による改正後の西条市スポーツクライミング施設設置及び管理条例の規定、第17条の規定による改正後の西条市福祉センター設置及び管理条例の規定、第20条の規定による改正後の西条市文化会館設置及び管理条例の規定、第21条の規定による改正後の西条市本谷温泉館設置及び管理条例の規定、第22条の規定による改正後の西条市食の創造館設置及び管理条例の規定及び第23条の規定による改正後の西条市椿交流館設置及び管理条例の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日以後に徴収するものについて適用し、令和2年4月1日前の使用に係る使用料及び同日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月29日条例第6号)
(施行期日)
1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の西条市体育館設置及び管理条例の規定は、令和3年5月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
附 則(令和3年3月29日条例第7号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年12月22日条例第42号)
(施行期日)
1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の西条市地域創生センター設置及び管理条例の規定、第2条の規定による改正後の西条市地域交流センター設置及び管理条例の規定、第3条の規定による改正後の西条市福祉センター設置及び管理条例の規定、第4条の規定による改正後の西条市体育館設置及び管理条例の規定、第5条の規定による改正後の西条市野球場設置及び管理条例の規定、第6条の規定による改正後の西条市陸上競技場設置及び管理条例の規定、第7条の規定による改正後の西条市テニスコート設置及び管理条例の規定、第8条の規定による改正後の西条市有料公園施設設置及び管理条例の規定、第9条の規定による改正後の西条市屋内運動場設置及び管理条例の規定、第10条の規定による改正後の西条市スポーツコミュニティセンター設置及び管理条例の規定、第11条の規定による改正後の西条市スポーツクライミング施設設置及び管理条例の規定、第12条の規定による改正後の西条市立学校体育施設照明設備使用料条例の規定、第13条の規定による改正後の西条市やすらぎ苑設置及び管理条例の規定、第14条の規定による改正後の西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設設置及び管理条例の規定、第15条の規定による改正後の西条市農村環境改善センター設置及び管理条例の規定、第16条の規定による改正後の西条市港湾施設設置及び管理条例の規定、第17条の規定による改正後の西条市文化会館設置及び管理条例の規定、第18条の規定による改正後の西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の規定、第19条の規定による改正後の西条市小松史跡近藤篤山旧邸設置及び管理条例の規定、第20条の規定による改正後の西条市生涯学習の館設置及び管理条例の規定、第21条の規定による改正後の五百亀記念館設置及び管理条例の規定及び第22条の規定による改正後の西条市公共施設使用料減免条例の規定は、令和8年4月1日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日以後に徴収するものについて適用し、令和8年4月1日前の使用に係る使用料及び同日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

別表第1(第6条、第12条関係)
(平17条例40・平26条例25・令元条例23・令3条例6・令7条例42・一部改正)
西条市総合体育館使用料

1 第5条第1項本文の場合 (単位：円)

使用区分		使用時間		9時～12時	12時～17時	17時～22時	1時間ごと
				時	時	時	
主競技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合(A)	一般・学生	3,960	6,600	6,600	1,320
			中学生以下	1,980	3,300	3,300	660

		入場料を徴収する場合(B)	一般・学生	11,880	19,800	19,800	3,960
			中学生以下	5,940	9,900	9,900	1,980
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合(C)		15,840	26,400	26,400	5,280
		入場料を徴収する場合(D)		31,680	52,800	52,800	10,560
第1格技室 第2格技室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合(A)		900	1,800	2,250	450
		入場料を徴収する場合(B)		3,600	7,200	9,000	1,800
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合(C)		8,550	14,400	18,670	3,600
		入場料を徴収する場合(D)		17,100	28,800	37,340	7,420
大会議室 兼卓球室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合(A)		660	880	1,320	220
		入場料を徴収する場合(B)		1,320	1,760	2,640	450
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合(C)		2,420	4,180	5,280	880
		入場料を徴収する場合(D)		4,840	8,360	10,560	2,020
弓道場兼 アーチェリー室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合(A)		440	660	880	220
		入場料を徴収する場合(B)		880	1,320	1,760	450
小会議室	会議等	入場料を徴収しない場合(A)		440	660	880	220
		入場料を徴収する場合(B)		880	1,320	1,760	450

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 3 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収するが、営利を目的としないものについては、使用区分を(C)とする。
- 4 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収しないが、付随的に営利を得ることがある場合は、使用区分を(D)とする。
- 5 上記の表及び前各項の基準により難い場合等の使用料については、この条例に定めるもののほか、市長が別に定める。

2 第5条第1項ただし書の場合

(単位：円)

使用区分			使用料
トレーニング室	一般及び学生	普通	1人1回につき 220
		回数券	11枚綴 2,200
第1格技室 第2格技室	一般及び学生		1人1回につき 220
	中学生以下		〃 100
大会議室兼卓球室	一般及び学生		1人1回につき 200
	中学生以下		〃 100
弓道場兼アーチェリー室	一般及び学生		1人1回につき 150
	中学生以下		〃 70

備考 1回とは、入館から退館までをいう。

3 設備備品使用の場合

(単位：円)

設備・備品名	単位	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき
ステージライト	アマチュア	550	1,100
	アマチュア以外	2,200	4,400
放送設備	アマチュア	1,500	3,000
	アマチュア以外	6,000	12,000
シャワー	1回につき	100	100
冷風機(大)	1台1時間につき	150	150
冷風機(小)	1台1時間につき	50	50

4 物品販売店設置の場合

(単位：円)

使用区分	単位	館内	館外
物品販売店	1店1日につき	900	450

備考

- 1 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。
- 2 移動物品販売については、市長が別に定める。
- 5 部分使用の場合

使用区分	単位	使用料
主競技場 格技室 大会議室兼卓球室	床面の3分の1以下	全面使用について定められた使用区分の使用料の額の3分の1に相当する額
	床面の3分の1を越え2分の1以下	全面使用について定められた使用区分の使用料の額の2分の1に相当する額
	床面の2分の1を越え3分の2以下	全面利用について定められた使用区分の使用料の額の3分の2に相当する額

備考 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- 6 冷房・暖房設備利用の場合

(単位：円)

使用区分			アマチュアスポーツ	アマチュアスポーツ以外のもの
主競技場	冷房	1階主競技場	1時間につき 3,300	1時間につき 6,600
		2階観覧席	〃 8,000	〃 16,000
		1階、2階同時使用	〃 11,300	〃 22,600
	暖房	1階主競技場	〃 3,130	〃 6,260
		2階観覧席	〃 8,000	〃 16,000
		1階、2階同時使用	〃 11,130	〃 22,260
大会議室兼卓球室	冷房		〃 410	〃 830
	暖房		〃 550	〃 1,100
小会議室	冷房		〃 90	〃 160
	暖房		〃 160	〃 320

別表第2(第6条、第12条関係)

(平17条例40・平26条例25・令元条例23・令3条例6・令3条例7・令7条例42・一部改正)

西条市ひうち体育館使用料

- 1 [第5条第1項本文](#)の場合

(単位：円)

使用区分	使用料
主競技場	1時間につき 660
会議室・研修室1・研修室2	1室1時間につき 360
和室1・和室2・クラブ室	1室1時間につき 330

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 3 冷暖房設備を利用するときは、使用料金の3割を加算する。
- 4 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 [第5条第1項ただし書](#)の場合

(単位：円)

使用区分	使用料
------	-----

トレーニング室	1人1回につき 220
---------	-------------

備考 1回とは、入館から退館までをいう。

3 部分使用の場合

(単位：円)

使用区分		使用料
主競技場	2分の1以下の部分を使用する場合	1時間につき 330

4 設備の使用の場合

(単位：円)

使用区分		使用料
シャワー	1回につき	100
冷風機(大)	1台1時間につき	150
冷風機(小)	1台1時間につき	50

5 物品販売店設置の場合

(単位：円)

使用区分	単位	使用料
物品販売店(屋内)	1店1日につき	900
物品販売店(屋外)	1店1日につき	450

備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

別表第3(第6条、第12条関係)

(平17条例40・令元条例23・令3条例6・令7条例42・一部改正)

西条市西条西部体育館使用料

1 [第5条第1項本文](#)の場合

(単位：円)

使用区分	使用料
主競技場	1時間につき 660
第1格技室・第2格技室	1室1時間につき 200

備考

1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

2 部分使用の場合

(単位：円)

使用区分	使用料
主競技場	2分の1面以下 1時間につき 330

3 設備の使用の場合

使用区分		使用料
シャワー	1回につき	100
冷風機(大)	1台1時間につき	150
冷風機(小)	1台1時間につき	50

4 物品販売店設置の場合

(単位：円)

使用区分	単位	使用料
物品販売店(屋内)	1店1日につき	900
物品販売店(屋外)	1店1日につき	450

備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

別表第4(第6条、第12条関係)

(平26条例25・全改、令元条例23・令3条例6・令3条例7・令7条例42・一部改正)

西条市東予体育館使用料

1 第5条第1項の場合

(単位：円)

区分				使用時間	9時～12時	12時～17時	17時～22時	1時間ごと	備考		
主競技場	全面使用の場合	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1,980	3,300	3,300	660	個人使用の場合 一般・学生 1人1回につき 150 中学生以下 1人1回につき 70		
				中学生以下	990	1,650	1,650	330			
			入場料を徴収する場合	一般・学生	5,940	9,900	9,900	1,980			
				中学生以下	2,970	4,950	4,950	990			
		アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合			7,920	13,200	13,200		2,640	
			入場料を徴収する場合			15,840	26,400	26,400		5,280	
	2分の1以下の部分を使用する場合				全面使用料の2分の1に相当する額						
格技場	全面使用の場合	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合		600	1,200	1,500	300	個人使用の場合 一般・学生 1人1回につき 150 中学生以下 1人1回につき 70		
			入場料を徴収する場合		2,400	4,800	6,000	1,200			
		アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合		5,700	9,600	12,450	2,400			
			入場料を徴収する場合		11,400	19,200	24,900	4,950			
	2分の1以下の部分を使用する場合				全面使用料の2分の1に相当する額						
	卓球場	全面使用の場合	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合		510	680	1,020		170	個人使用の場合 一般・学生 1人1回につき 150 中学生以下 1人1回につき 100
				入場料を徴収する場合		1,020	1,360	2,040		350	
アマチュアスポーツ以外			入場料を徴収しない場合		1,920	3,320	4,200	700			
			入場料を徴収する場合		3,840	6,640	8,400	1,570			
2分の1以下の部分を使用する場合				全面使用料の2分の1に相当する額							
トレーニング室			普通	1人1回につき 220							
			回数券	11枚綴 2,200							
会議室					1室につき1時間当たり 220						

備考

- 1 1回とは、入館から退館までをいう。
- 2 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 設備の使用の場合

設備・備品名	単位	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき
放送設備	アマチュア	2,250	4,500
	アマチュア以外	9,000	18,000
シャワー	一回につき	100	100
冷風機(大)	1台1時間につき	150	150
冷風機(小)	1台1時間につき	50	50

3 物品販売店設置の場合

(単位：円)

使用区分	単位	使用料
物品販売店(屋内)	1店1日につき	900
物品販売店(屋外)	1店1日につき	450

備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

別表第5(第6条、第12条関係)

(平26条例25・全改、令元条例23・令3条例6・一部改正)

西条市丹原体育館使用料

1 第5条第1項の場合

(単位：円)

区分	使用料	備考
全面使用の場合	1時間につき 660	個人使用の場合 一般・学生1人1回につき 150 中学生以下1人1回につき 70
2分の1以下の部分を使用する場合	1時間につき 330	

備考 1回とは、入館から退館までをいう。

2 設備の使用の場合

使用区分		使用料
冷風機(大)	1台1時間につき	150
冷風機(小)	1台1時間につき	50

3 物品販売店設置の場合

(単位：円)

使用区分	単位	使用料
物品販売店(屋内)	1店1日につき	900
物品販売店(屋外)	1店1日につき	450

備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

別表第6(第6条、第12条関係)

(平26条例25・全改、令元条例23・令3条例6・令7条例42・一部改正)

西条市小松体育館使用料

1 第5条第1項の場合

(単位：円)

区分		使用料	備考
大競技場	全面使用の場合	1時間につき 660	個人使用の場合 一般・学生1人1回につき 150 中学生以下1人1回につき 70
	2分の1以下の部分を使用する場合	1時間につき 330	
小競技場		1時間につき 200	

備考 1回とは、入館から退館までをいう。

2 設備の使用の場合

使用区分		使用料
冷風機(大)	1台1時間につき	150
冷風機(小)	1台1時間につき	50

3 物品販売店設置の場合

(単位：円)

使用区分	単位	使用料
物品販売店(屋内)	1店1日につき	900
物品販売店(屋外)	1店1日につき	450

備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。